

第4章 施策の方針と展開

4-1 施策の体系

みどりの目標	施策の方針	取組の方向	主な取組
(1) 緑と水辺を守る	①生き物のすみかを守る	生き物やそれを取り巻く環境への理解を深める	○生物多様性等に関する市民意識の醸成 ○身近な自然をフィールドとした学校環境教育の支援 ○市民協働の生き物調査
		水辺の生物生息・生育環境を保全する	○近郊緑地保全区域の緑地保全 ○朝霞調節池における生物生息・生育環境の保全 ○新河岸川・黒目川等の環境保全・景観形成
		湧水地を保全する	○広沢の池、湧水代官水、岡特別緑地保全地区の管理
		樹木・樹林を保全する	○地域制緑地の指定による樹木・樹林の保全 ○特別緑地保全地区の樹林管理 ○指定文化財の維持管理
	②ふるさとの風景を守る	水辺に親しむ	○新河岸川・黒目川等の環境保全・景観形成【再掲】 ○朝霞調節池における生物生息環境の保全【再掲】 ○河川堤防の清掃活動
		斜面林を保全する	○地域制緑地の指定による樹木・樹林の保全【再掲】
		農地を保全する	○生産緑地地区・市街化調整区域の農地保全 ○遊休農地の活用
	③みどりを守る担い手を育てる	緑や生き物の実態を把握する	○緑被率調査等のみどりの実態調査の実施と公表 ○市民協働の生き物調査【再掲】
		樹林や水辺を保全・管理する担い手を育てる	○市民ボランティアや団体による緑地保全・緑化活動の支援 ○農業体験の実施
(2) 花や緑を育ててつなぐ	①緑と水辺をつなぐ	街路樹や並木で緑と水辺をつなぐ	○都市計画道路・国道・県道等における街路樹整備 ○黒目川の桜並木の充実 ○街路樹の育成・管理
		身近な緑のネットワークを創出する	○花と緑のまちづくりの推進 ○開発事業等における緑化指導 ○生け垣設置の奨励 ○緑化重点地区の緑化推進
	②美しい緑を育てる	花と緑にあふれるまちをつくる	○駅前広場・道路・公共施設等における花壇づくり ○生け垣設置の奨励【再掲】 ○花と緑のまちづくりの推進【再掲】
		公共施設を緑で彩る	○体育施設・学校・保育園・市庁舎等の敷地や建物の壁面・屋上の緑化
		街路樹や公共施設の緑を健全に育てる	○街路樹の育成・管理【再掲】 ○公共施設緑地の維持管理
	③市民や事業者とみどりをふやす	花や緑に親しむ	○市の広報やホームページを通じた情報提供・啓発 ○緑化に関するイベントの開催
		みんなで花や緑を育てる	○（仮称）あさか落ち葉あつめ隊の推進 ○花いっぱい運動の推進 ○市民ボランティアや団体による緑地保全・緑化活動の支援【再掲】 ○市民参加による道路美化、浜崎黒目花広場の維持管理
	③多世代が交流できる場をつくる	魅力ある公園をつくる	○朝霞の森における市民参加による管理・運営 ○指定管理者制度による公園の維持管理 ○（仮称）浜崎ふれあい公園整備の検討
		特色ある公園をふやす	○機能分担による身近な公園の特色づくり ○健康器具系施設の計画的配置と活用 ○公園の利用ルールづくりと改修 ○都市公園・児童遊園地の改修・植栽の充実
		身近な公園を充実する	○公園不足地域における街区公園・児童遊園地等の整備
(3) 公園の魅力高める	②公園の安全と安心を守る	利用者の安全を守る	○公園施設等の安全点検 ○防犯環境設計に配慮した公園づくり ○公園施設の計画的補修・更新（長寿命化）
		人に優しく災害に強い公園をつくる	○公園施設のバリアフリー化 ○災害時に役立つ公園施設の整備
	③地域で公園を使いながらつくる	地域とともに公園をつくる	○市民参加の公園づくり ○公園の利用ルールづくりと改修【再掲】 ○機能分担による身近な公園の特色づくり【再掲】 ○借地方式の公園整備
		地域で公園を管理する	○公園管理ボランティアによる維持管理 ○防犯環境設計に配慮した公園づくり【再掲】

4-2 施策の方針と取組の方向

(1) 緑と水辺を守る

① 生き物のすみかを守る

市民協働で緑と水辺や生物多様性の保全を進めていくため、市民への普及啓発、環境教育等を通じて、生物多様性や身近な生き物に対する市民の理解を深めていきます。

また、エコロジカルネットワークを形成していくため、荒川、新河岸川、黒目川、朝霞調節池等の水辺や、生き物の生息・生育環境の拠点となる樹林や湧水地等の保全を進めます。

取組の方向と主な取組

生き物やそれを取り巻く環境への理解を深める

○ 生物多様性等に関する市民意識の醸成

生物多様性や生き物との共生、都市気象の緩和や防災機能等、みどりの機能について市民、事業者の理解を深めていくため、黒目川における自然再生の取組、自然との共生、外来種が与える影響や在来種*の活用、温室効果ガス*である二酸化炭素の吸収や雨水浸透など、生物多様性等に関する市内の取組や課題について、市の広報やパンフレット、ホームページ等を通じて市民、事業者への普及啓発を進めます。



黒目川の再生

多自然川づくり*によって自然環境を保全しながら河川改修を進めた黒目川の川づくりや、黒目川で見られる生き物等について市民への情報発信を進めます。



自然との共生に向けた理解の醸成

都市化に伴って自然環境が減少したことで、市街地を生息・生育空間として利用する動植物が現われ始めました。その一例として、駅前のムクドリの大群がいます（写真）。自然と共生に向けて、動植物が市街地を利用する背景や動植物の生態、人に被害の出ない対応等について、市民、事業者の理解を醸成していきます。

○ 市民協働の生き物調査

身近な生き物に対する市民、事業者の関心を高め、生物多様性に対する理解を深めていくとともに、市内に生息・生育する動植物の情報を蓄積していくため、市民協働の生き物調査を実施します。

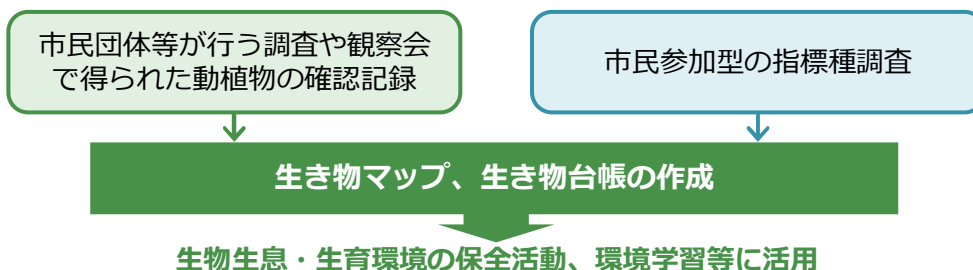


図 4-1 市民協働の生き物調査の仕組み

○身近な自然をフィールドとした学校環境教育の支援

次代を担う子どもたちが、みどりや生物多様性の大切さを学ぶ機会を提供していくため、市民団体や関係機関と協力して、校外の樹林地や河川、公園等のフィールドを活用した環境学習を支援します。また、各学校と連携しながら、授業や課外活動を通じて生き物を調べた情報を蓄積します。

水辺の生物生息・生育環境を保全する

○近郊緑地保全区域の緑地保全

水のネットワークの重要な骨格である荒川は、都市気象の緩和や風の道、動植物の生息・生育空間や移動路、みどり豊かな景観形成に加え、レクリエーション、防災の観点からも重要な機能を担っています。そのため、近郊緑地保全区域において引き続き河川環境の維持と緑地保全を進めます。

○新河岸川・黒目川等の環境保全・景観形成

水と緑のネットワーク形成、多様な生物の生息・生育空間の形成の基軸となる新河岸川や黒目川等において、生態系に配慮した河川整備、市民、県、関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策、外来種対策、環境学習等を進めます。

朝霞市景観計画に基づき、「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定した黒目川の景観をはじめ、河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。また、水辺に親しめる空間づくり、河川沿いの公共施設や民間の建築物、工作物等の緑化を推進します。

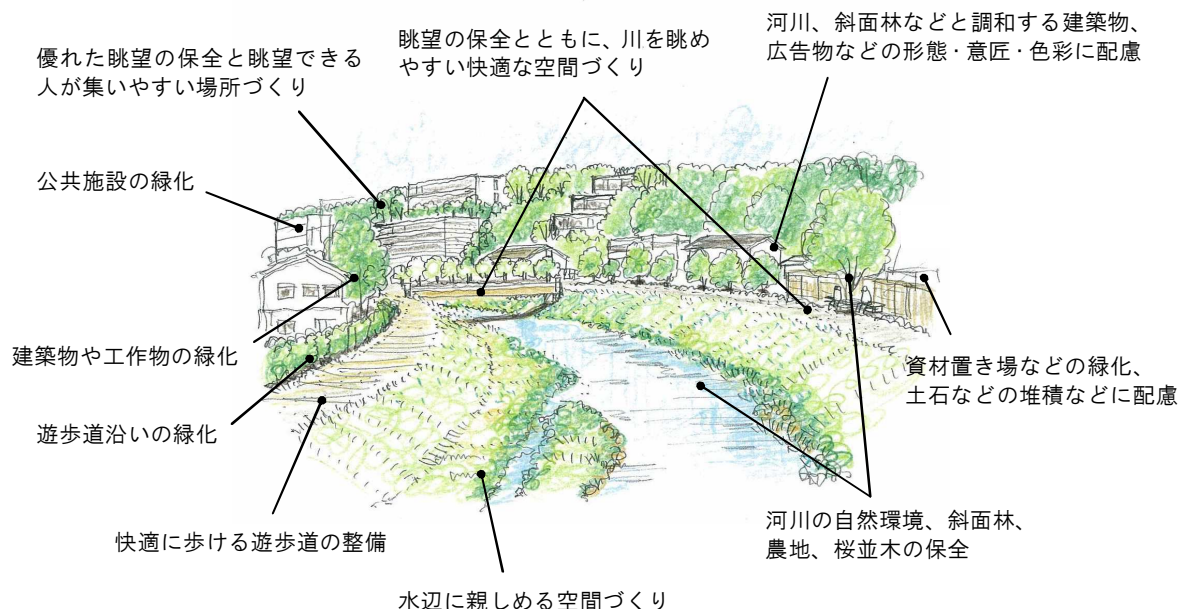


図 4-2 景観づくりのイメージ（河川）

出典：朝霞市景観計画

○朝霞調節池における生物生息・生育環境の保全

朝霞調節池内の樹林地や水辺は動植物の生息・生育環境として重要です。そのため、朝霞調節池を管理する国や市民団体等と協力して、希少な湿生植物*（トダスゲ）の保護活動をはじめ、動植物の生息・生育環境の保全を進めます。



朝霞調節池



トダスゲ

（写真提供）朝霞湿生植物保護の会

トダスゲとは？

- ・河川の氾濫原に希に生育する多年草。
- ・荒川の戸田ヶ原が生育地の1つであることが種名の由来。
- ・埼玉県希少野生動植物保護条例指定種。

レッドリストカテゴリ
 県 絶滅危惧ⅠA類
 国 絶滅危惧ⅠA類

湧水地を保全する

○広沢の池、湧水代官水、岡特別緑地保全地区の管理

灌漑用水等に利用された「広沢の池」、江戸時代以前から地域に利用されてきた「湧水代官水」、豊富な湧水量を誇る岡特別緑地保全地区内の2箇所の湧水地について、保全を図るとともに、池の周辺にある樹木を適切に管理し緑地保全に努めます。

市内には上記を含め、20箇所以上の湧水地が確認されています。湧水地とこれを取り巻く自然的環境の重要性を市民に普及啓発するとともに、土地所有者の理解を得ながら保全に努めます。また、樹林地、農地等の保全、透水性舗装等の推進等により湧水の水源涵養に努めます。



岡特別緑地保全地区内の湧水地

樹木・樹林を保全する

○地域制緑地の指定による樹木・樹林の保全

市内に残された貴重な樹木・樹林を保全するため、保全が必要と認められる樹木・樹林については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び市民緑地制度*、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木等の地域制緑地の指定に努めていきます。

特に保全が必要な樹林地については、市民や専門家の意見を取り入れながら、緑地の価値を判断し、公有地化や借地化を検討します。

○特別緑地保全地区の樹林管理

特別緑地保全地区の良好な自然的環境を維持していくため、ボランティア団体の協力を得て、枯損木の処理、間伐、下草刈り、清掃活動等の維持管理を行い、里山の再生を推進していきます。

○指定文化財の維持管理

市民の郷土の歴史と文化に対する理解と関心を高めるとともに、文化財とみどりの共存を図り保全していくため、指定文化財である重要文化財・旧高橋家住宅、史跡・柊塚古墳、史跡・広沢の池、史跡・二本松、天然記念物・湧水代官水及び夏ぐみ(根岸台・石原家)、ゆず(根岸台・高橋家)の保護と活用、樹木剪定及び除草や清掃等の維持管理を行います。



史跡・柊塚古墳

②ふるさとの風景を守る

荒川、新河岸川、黒目川、越戸川、武蔵野台地の面影を残す斜面林や農地等のみどりが織りなす「水と緑」の景観は、本市を代表する郷土景観です。

「水と緑」の景観の保全と創出を進めるため、黒目川等の川の自然を守り、水辺に親しむ場をつくるとともに、武蔵野の面影を残す斜面林や農地の保全を進めます。

取組の方向と主な取組

水辺に親しむ

○新河岸川・黒目川等の環境保全・景観形成【再掲】

○朝霞調節池における生物生息環境の保全【再掲】

○河川堤防の清掃活動

黒目川において河川の美化を図り、憩いの場としての環境を整えるとともに、参加者や地域の連帯感を育んでいくため、市民による清掃活動を推進します。

斜面林を保全する

○地域制緑地の指定による樹木・樹林の保全【再掲】

農地を保全する

○生産緑地地区・市街化調整区域の農地保全

市街化区域内の農地は、都市部の貴重な生産地であると同時に、都市環境の保全、災害の防止等に重要な役割を果たしています。そのため、生産緑地地区に指定することにより計画的に保全を図ります。

黒目川、新河岸川沿いの市街化調整区域にあるまとまった農地は、郷土景観の形成、雨水の浸透機能、遊水機能等の面から重要な役割を果たしていることから、今後も保全に努めます。

○遊休農地の活用

農家を対象に景観作物の種子を配布することで、農地の保全や遊休農地の有効活用を図ります。また、遊休農地を活用して市民農園を整備することなどにより、農地の保全を図ります。

③みどりを守る担い手を育てる

みどりの保全を進めていくための基礎となる、みどりの実態や生き物の生息状況に関する調査を市民と協力して進め、その結果を広く市民と共有していきます。

また、保全した緑と水辺の質を適切な管理により維持していくため、市民・事業者と協力して緑地管理のボランティア活動を推進していくとともに、より多くの市民・事業者が参加できる機会を創出し、みどりを守る担い手を育てていきます。

取組の方向と主な取組

緑や生き物の実態を把握する

○緑被率調査等のみどりの実態調査の実施と公表

本市のみどりの現況と推移を把握するために実施している緑被率経年変化調査は、みどりの保全と創出に向けた取組を検討する際の基礎的情報として非常に重要な調査です。

今後も概ね5年ごとに緑被率経年変化調査を実施していきます。また、調査結果を朝霞市ホームページ等で市民に公表することで、緑化に対する意識を一層高めていきます。

○市民協働の生き物調査【再掲】

樹林や水辺を保全・管理する担い手を育てる

○市民ボランティアや団体による緑地保全・緑化活動の支援

「朝霞しみどりのまちづくり基金」を活用し、市民ボランティアや団体が行う植樹等のハード事業や、樹林地の管理活動をはじめとする緑地保全・緑化活動を支援します。

また、事業者の参加を促進していくため、市内の事業者に向け、緑地保全・緑化活動への従業員の参加や資機材の寄付、「朝霞しみどりのまちづくり基金」への寄付等を積極的に呼びかけます。

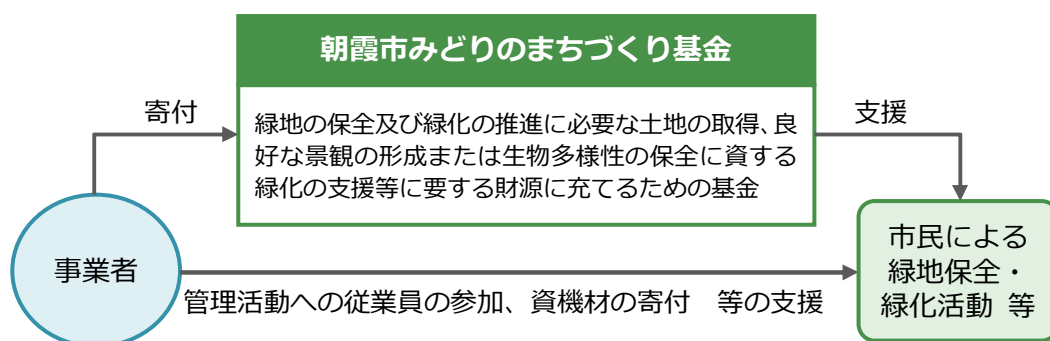


図 4-3 朝霞しみどりのまちづくり基金の活用及び事業者の参加による活動支援のイメージ

○農業体験の実施

市民が農作物の栽培を通じて収穫の喜びや農業に対する理解を深めていくことができるよう、市民農園や農業体験イベント等、農地とふれあう場や機会を提供していきます。



農業体験事業（さつまいも掘り）

(2) 花や緑を育ててつなぐ

① 緑と水辺をつなぐ

生物の移動路を確保するとともに、良好な景観を形成する緑と水辺の連続性を高めていくため、街路樹を整備・育成・管理し、公園や樹林、農地等エコロジカルネットワークの拠点となる緑と水辺をつないでいきます。

また、拠点となる緑と水辺、それらをつなぐ街路樹や河川等の大きなネットワークの間に位置する住宅地や商業地等の民有地において、花壇の設置や生け垣の設置等により緑を充実させ、身近な緑と水辺のネットワークを創出します。

取組の方向と主な取組

街路樹や並木で緑と水辺をつなぐ

○都市計画道路・国道・県道等における街路樹整備

事業中の都市計画道路について、人と環境にやさしい道路づくりを目指すとともに、街路樹の整備等の緑化を進めます。また、地域住民との協働による植樹帯や花壇の維持管理についても検討を進めます。

埼玉県が管理する国道 254 号、県道について、植栽整備の働きかけを行います。

○黒目川の桜並木の充実

河川環境の整備を図り、親しめる河川空間を市民に提供していくため、黒目川沿いに桜を植栽するとともに、年間を通じて市民が散策等を行うことができる河川空間を整備管理します。

○街路樹の育成・管理

街路樹の連続性を活かした、エコロジカルネットワークの形成、みどり豊かな景観や魅力あるまちなみの形成に向け、街路樹を適切に管理、育成していくことが必要です。その一方で、街路樹の剪定や落ち葉に対する市民の苦情に対応するために、やむを得ず強剪定が行われ、良好な景観が形成されていない状況も見られます。

健全で美しい街路樹を育成していくため、街路樹の整備と管理に関する基本的考え方を示した「街路樹育成方針（案）」に沿って、専門家や市民、事業者の意見を踏まえ路線または樹種ごとに具体的な育成方針を策定するとともに、「朝霞市街路樹の剪定に関する基準」も必要に応じて改正を検討し、道路の幅員構成、周辺環境、道路付帯施設や隣接地の状況等を踏まえ、街路樹を適切に管理します。



街路樹の例①
市道 1 号線（二本松通り）のケヤキ

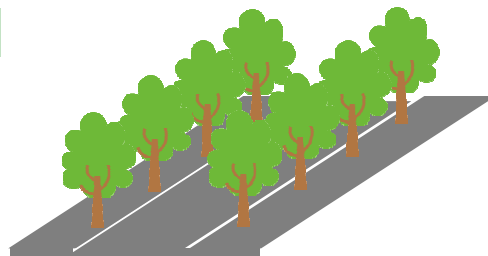


街路樹の例②
市道 2 号線（城山通り）のイチヨウ

街路樹育成方針（案）

1. 目標

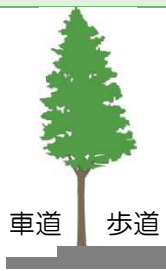
エコロジカルネットワークの形成、統一感や連続性のあるみどり豊かな景観形成に配慮しつつ、朝霞市のみどりの骨格となる健全な街路樹を育て、まちの魅力向上に貢献します。



2. 方針（案）

- ①街路樹のある路線ごとに、地域特性や植栽環境を考慮した「目標とする樹形」を定め、その実現に向けた維持管理を行います。
- ②街路樹剪定は、目標とする樹形に基づき適切に行います。なお、詳細は「朝霞市街路樹の剪定に関する基準」（平成15年8月1日施行）を遵守して実施します。
- ③地域特性や植栽環境に必ずしも適さず、景観形成等の機能が十分果たせない街路樹や成育状態が良くない街路樹は、樹種の見直しを検討します。
- ④道路美化活動団体等、市民と協力して落ち葉清掃等街路樹を育てる取組を進めます。

<目標とする樹形の例>

市道2号線（城山通り）		
	現況	目標
		
樹高	7.0~8.0m	8.0m
枝張	1.0m	1.5m
樹形	円錐形	円錐形
補足	現状等：樹形は概ね統一されているが、架線との干渉が著しい樹木も一部に見られる	対応策：架線に適切に対処しつつ目標樹形を目指して適切に剪定を行う

身近な緑のネットワークを創出する

○花と緑のまちづくりの推進

緑豊かな環境を創出していくため、地域住民等が作成した景観づくりのルールを市が認定し、地区の景観づくりを進める市独自の制度「あさか景観づくり協定」や、開発行為等に対する緑化の誘導、都市計画法に基づく地区計画制度*、都市緑地法に基づく緑地協定*等の活用を促進します。

身近な生活空間である住宅地に緑を増やし、公園や学校、社寺林、樹林地等を結ぶネットワークを充実させていくため、地域ぐるみで取り組む緑化への支援策等を検討します。

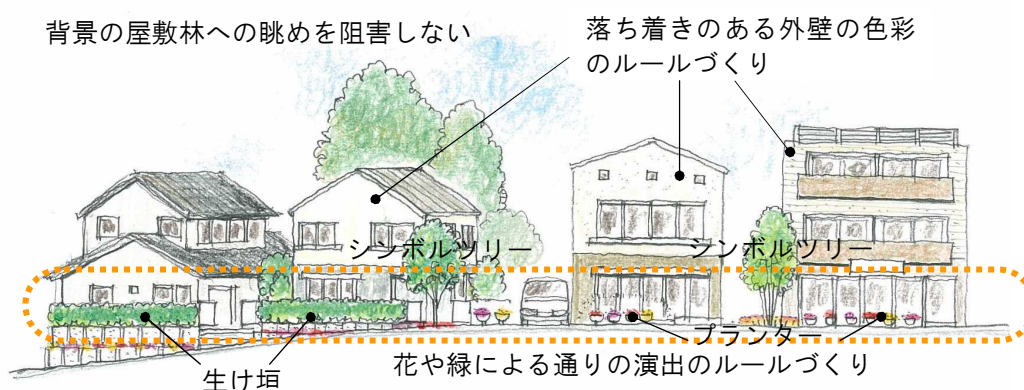


図 4-4 あさか景観づくり協定のイメージ

出典：朝霞市景観計画

○生け垣設置の奨励

生け垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、風通しを良くし居住性を高めます。また、まちなみにうるおいを与えるとともに、火災時に延焼を防ぐほか、地震にも強いなど災害を予防する効果があります。

良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣の新設や既設塀を撤去して生け垣を設置する場合に必要な費用の一部を補助し、生け垣設置を奨励していきます。



設置直後



設置 5 年後

○開発事業等における緑化指導

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、建築行為や開発行為等を行う際は、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準に沿って、敷地及び建物の緑化に関する指導を推進します。

○緑化重点地区の緑化推進

朝霞駅から市役所及び基地跡地を中心とした緑化重点地区を市の緑化モデル地区として、都市公園の整備、道路や公共施設の緑化、民有地の緑化等の緑化施策を総合的に推進します（詳細は「第6章 緑化重点地区の計画」を参照）。

②美しい緑を育てる

季節の彩りを与えてくれるまちなみや、訪れた人がおもてなしの心を感じられるような魅力的なまちなみを形成していくため、駅前広場や道路等における花壇づくり、住宅地の緑化により、花とみどりにあふれたまちをつくります。

景観づくりにおいて公共施設が先導的な役割を果たしていくために、公共施設の緑化を進めるとともに、公共施設の緑化、道路緑化により形成してきた緑のストックを適切に維持管理していきます。

取組の方向と主な取組

花と緑にあふれるまちをつくる

○駅前広場・道路・公共施設等における花壇づくり

花と緑にあふれた魅力的でうまいまちをつくっていくため、駅前広場や道路、公園、公共施設等に花壇を整備し、草花や植栽で飾るとともに、市民協働による花壇管理を推進します。



市民ボランティアが管理する街なかの花壇



わくわくどーむ前のふれあい花壇

○花と緑のまちづくりの推進【再掲】

○生け垣設置の奨励【再掲】

公共施設を緑で彩る

○体育施設・学校・保育園・市庁舎等の敷地や建物の壁面・屋上の緑化

みどりの充実及び夏場の暑さ対策として、体育施設・学校・保育園・市庁舎等の敷地の緑化及び建物の壁面・屋上を利用した緑化を推進します。

学校においては、敷地・建物の緑化、既存樹木の保全に加え、花壇等における植栽や校内農園等の整備・充実を推進します。また、保育園においては、子どもたちが肌で季節を感じられるとともに、送迎する保護者や来園者の心を癒せるよう、保育園児と保育園花壇やプランター等で季節に応じた花を育てていきます。

街路樹や公共施設の緑を健全に育てる

○街路樹の育成・管理【再掲】

○公共施設緑地の維持管理

市の公共施設が美しい緑の育成において先導的な役割を果たしていくため、体育施設・学校・保育園・市庁舎等に設置した植栽や草花、壁面及び屋上緑化*の適切な維持管理を行い、緑豊かな空間の保全に努めていきます。

③市民や事業者とみどりをふやす

市民や事業者と協力して緑化を進めていくにあたり、市民や事業者のみどりに対する関心を高めしていくため、情報提供・啓発やイベントの開催等により、花や緑に親しむ機会を提供していきます。

また、市民や事業者が自主的な活動を通じてまちに花や緑をふやしていくため、緑化活動に取り組む団体や地域への支援を進めます。

これらの取組を通じて、地域が一体となってみどりを大切にし、育んでいく「朝霞のみどりの文化」を醸成していきます。

取組の方向と主な取組

花や緑に親しむ

○市の広報やホームページを通じた情報提供・啓発

市民のみどりに対する意識、関心を高めていくため、広報あさか、朝霞市ホームページ、パンフレット等を活用して、季節の花の話題や公園の情報、みどりに関わる各種の計画、制度、助成、ボランティアの取組等をわかりやすく紹介する情報提供を進めます。

また、みどりに対する理解を深め、樹木を大切にする市民意識を醸成していくために、樹木の多い公園や人が集まる公園の樹木や保護樹木に樹名板を設置していきます。

○緑化に関するイベントの開催

市民が花や緑に親しめる機会やふれあえる場を提供していくため、里山フェスタや浜崎黒目花広場におけるボランティア団体と保育園児との種まき会等、みどりに関わるイベントや交流の場を設けていきます。また、市が開催する他のイベントにおいて、みどりのまちづくり基金の募金や緑化推進のPRを行っていきます。

みんなで花や緑を育てる

○（仮称）あさか落ち葉あつめ隊の推進

樹木は、緑豊かな景観の形成に欠かせませんが、一方で落ち葉に対する苦情等の問題が一部で生じています。

市民みんなで楽しみながら落ち葉を集める活動を通じて、「落ち葉は朝霞のみどりの^{もと}素」という意識を広げ、市民一人ひとりの小さな行動によってみどりを守り育てる文化を醸成していくとともに、街路樹・公園の植栽樹木の育成や住宅地の緑化、屋敷林の保全等を支援していくため、市民参加で市内の道路や公園の落ち葉を集めて腐葉土をつくり、緑化に活用する仕組みを構築します。

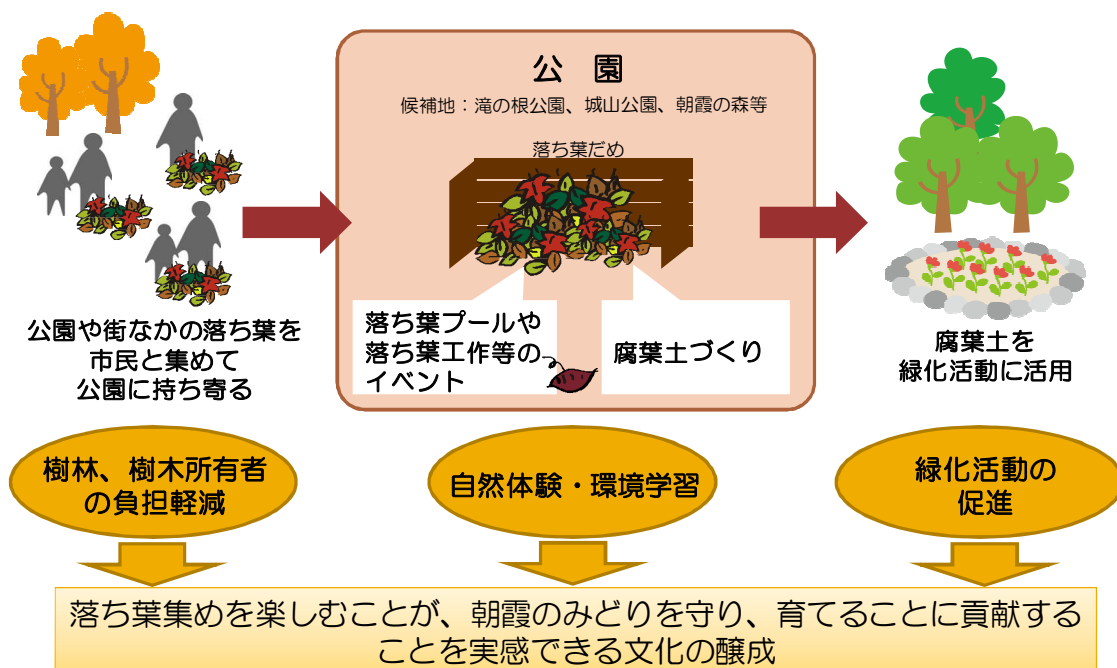


図4-5 （仮称）あさか落ち葉あつめ隊の活動内容

○市民ボランティアや団体による緑地保全・緑化活動の支援【再掲】

○花いっぱい運動の推進

市民と協働による花を活かしたまちづくりの一環として、多くの市民の目に触れられる道路等に面した場所に草花の苗や種子、球根を植える花いっぱい運動を推進するため、草花の苗や種子、球根の助成を進めます。

○市民参加による道路美化、浜崎黒目花広場の維持管理

町内会やボランティア団体等と協力して、道路や駅前広場の花壇・プランターの維持管理、道路清掃等の維持管理を推進します。

みどりに対する市民の意識の向上を図るとともに、うるおいにあふれた環境を創出するため、黒目川沿いに整備された浜崎黒目花広場において、市民ボランティア団体と協力して維持管理を進めます。



浜崎黒目花広場

(3) 公園の魅力を高める

①多世代が交流できる場をつくる

少子高齢社会において、公園を多様な世代が楽しみ交流できる場としていく取組の一つとして、公園の整備を進めるとともに、市民参加、指定管理者による管理等を通じて公園の特色づくりや利活用を進めます。

また、市内の公園不足地域の解消を図るため、街区公園・児童遊園地の整備等を進めます。

取組の方向と主な取組

魅力ある公園をつくる

○朝霞の森における市民参加による管理・運営

平成 24 年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、「使いながらつくる、つくりながら考える」広場として、市民参加によって利用ルールをつくり、市民中心の管理運営に取り組んでおり、今後も取組を継続します。

また、平成 27 年 12 月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に沿って“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”の形成をめざし、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携した「みどりの拠点ゾーン」として整備を推進します。



秘密基地づくり（プレーパーク）



利用ルール等の案内

○（仮称）浜崎ふれあい公園整備の検討

規模の大きな公園が少ない市の北部地域・西部地域においてレクリエーション等の拠点となる公園を確保するため、「わくわくどーむ」と「はあとびあ」の機能を活かしていくような整備を検討します。

○指定管理者制度による公園の維持管理

市民の多様なニーズに対して円滑な対応ができる体制を整えることで、行政サービスを向上させるため、本市では都市公園の一部に指定管理者を導入しています。今後も、指定管理者制度の適切な運用により、サービス向上に努めます。

特色ある公園をふやす

○機能分担による身近な公園の特色づくり

小規模な公園に特色を持たせることにより、利用者が目的によって公園を選び、楽しめる環境をつくっていくため、小学校区の範囲を考慮し、地域住民の意見を取り入れながら、遊具のある公園、ボール遊びのできる広場のある公園、生物多様性や景観に配慮した緑豊かな公園等、個々の公園が担う機能を具体化し、特色づくりを進めます。

○公園の利用ルールづくりと改修

人口構成の変化やライフスタイルの多様化等を背景に、地域が公園に求める機能や施設も多様化しています。地域のニーズに合った利用しやすい公園、楽しい公園をふやしていくため、地域住民と公園の利用の仕方やルールを考え、それに基づいた公園の整備、改修を進めます。



地域住民と利用ルールを検討し、改修した三原公園

○健康器具系施設の計画的配置と活用

高齢者をはじめとする市民の健康維持のため、城山公園に健康器具系施設を設置し、黒目川沿いのウォーキング等と合わせて健康づくりの拠点として活用します。また、市内に設定された散策路、散歩コース等を考慮しながら、計画的に健康器具系施設の配置を進めます。

市民や事業者からの寄付等による健康器具系施設の設置を検討します。



市内の公園に設置した健康器具系施設の例

○都市公園・児童遊園地の改修・植栽の充実

施設の老朽化等を背景に利用率の低い都市公園、児童遊園地について、地域住民の意見を取り入れながら施設・設備の改修、再整備を進めます。植栽に関しては、周辺環境や利用者の傾向を考慮し、樹種の選択や植栽本数、植栽場所等が適切となるように努めます。

身近な公園を充実する

○公園不足地域における街区公園・児童遊園地等の整備

公園が偏在している状況を改善するため、公園不足地区において公園として利用が可能な樹林地、生産緑地、遊休地等の借地化・公有地化を検討し、街区公園の整備を推進します。

また、マンション等の開発に伴い設置、提供される公園・児童遊園地が、地域住民にとって利用しやすいものとなるよう、条例に基づく指導を行うとともに、土地区画整理事業による公園整備については、土地区画整理法等に基づく指導を行います。

②公園の安全と安心を守る

市民が安全に、安心して公園を利用できるよう、計画的な老朽化・安全対策や防犯対策に取り組み、景観の向上にもつなげていきます。

また、人に優しいまちづくり、災害に強いまちづくりに一層寄与していくことができるよう、公園の施設のバリアフリー化や防災施設の充実等を進めます。

取組の方向と主な取組

利用者の安全を守る

○公園施設等の安全点検

利用者が安全に、安心して公園等を利用できるようにするため、設備・施設の点検を定期的の実施し、事故等の防止を徹底します。

○公園施設の計画的補修・更新（長寿命化）

利用者が安全に、安心して公園施設をできるだけ長い期間使えるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき老朽化した施設の計画的な補修、更新を進めます。

○防犯環境設計に配慮した公園づくり

公園を多世代が安全に、安心して利用できる空間としていくため、防犯環境設計の考え方を踏まえ、見通しや景観を悪化させている植栽の改善、死角の解消、夜間の明るさの確保等による施設の改善や景観の向上を図ります。また、公園管理への市民参加、地域の防犯パトロールとの協力等により、利用者や人の目を増やす工夫に取り組みます。

公園の安全面を高めるハード面での工夫	
＜基本事項＞ ①公園の利用者を増やし人の目を増やす ②公園への見通しを確保する ③景観やデザインに配慮し適切に管理をして良い雰囲気をつくる	
見通しのよい公園	一定の緑量を確保しつつ見通しを良くするため、低木の高さを人の目線よりも下げ、高木の樹冠を人の目線よりも上げるように剪定する
花と緑	花壇などの花や緑を世話をする人の存在が感じられる公園は、犯罪企図者が心理的に近づきにくくなる
まちの縁側	昔ながらの縁側のように、公園で人がくつろぎ憩う場所があることで、人の目を増やす
耐バンダリズム	ベンチやトイレなどに破壊や落書き（バンダリズム行為）をしにくい材料を使い、工夫をする
まんなかの広場	広場を外から見守ることができるよう、道路とのつながりの確保や、住宅・店舗等の表側が広場に向くようにする
アクティブゾーン	自然に公園への人の目を増やすことができるよう、人目の多い商業施設や公共施設から公園が見渡せるようにする

出典：「防犯まちづくりのヒントとガイド」（一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ）

人に優しく災害に強い公園をつくる

○公園施設のバリアフリー化

人に優しい公園づくりを積極的に推進するため、障害者対応トイレへの改修を進めるとともに、公園の新設・改修時にはユニバーサルデザインを採用することにより、段差解消等に努めます。

○災害時に役立つ公園施設の整備

防災機能を持った公園の充実を図るため、朝霞市地域防災計画に基づき、指定避難場所と公園との位置関係や公園の規模を考慮しながら、公園に整備する必要がある防災施設の設置について検討します。また、基地跡地を含め、公園の新設時には、防災機能を整備することを検討します。

③地域で公園を使いながらつくる

市民に愛される公園をふやしていくため、公園の計画づくり、利用ルールづくり等、整備段階からの市民参加を進めます。また、公園管理への市民参加を進め、地域とともに公園を育てていきます。

取組の方向と主な取組

地域とともに公園をつくる

○市民参加の公園づくり

住民が親近感を持てる公園をふやしていくため、新設する公園の計画・設計段階から住民説明会等を活用することにより、市民の意向を生かした公園づくりを進めます。

○機能分担による身近な公園の特色づくり【再掲】

○公園の利用ルールづくりと改修【再掲】

○借地方式の公園整備

都市公園法の借地公園*の制度を用い、遊休地や樹林地の借地により公園用地を効率的に確保していきます。

また、民有地を無償で市が借地して公園整備を行い、地域住民等が公園整備、管理に参加する仕組みを検討します。

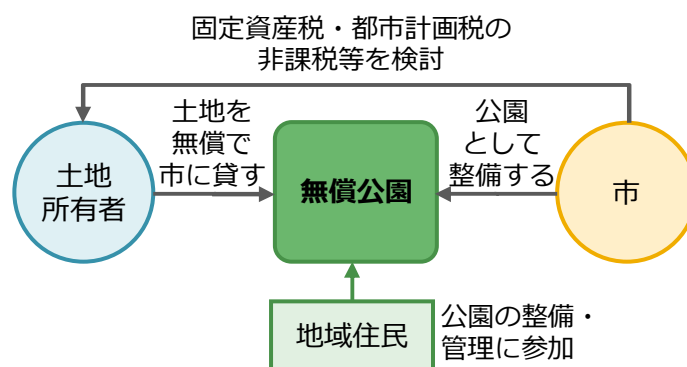


図 4-6 無償借地による公園整備のイメージ

地域で公園を管理する

○公園管理ボランティアによる維持管理

公園の植栽や花壇の維持管理、清掃等の活動を担う町内会や市民ボランティア団体、事業者等を募集し、市民と連携しながら協働による公園管理を推進します。

○防犯環境設計に配慮した公園づくり【再掲】